

事 務 連 絡  
令和3年2月26日

児童発達支援事業者  
放課後等デイサービス事業者 御中

那覇市福祉部障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 自己評価結果の公表及び市への届出について(通知)

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」の改正により、放課後等デイサービスにおいては平成29年4月から、児童発達支援においては平成30年4月から、自己評価及び保護者評価を行い、その結果と改善内容を公表することが義務付けられています。

つきましては、自己評価結果の公表について、下記により市へ届出をお願いします。

### 記

- 1 対象サービス 児童発達支援及び放課後等デイサービス
- 2 提出書類
  - (1) 両サービス共通
    - ・自己評価結果届出書
  - (2) 児童発達支援
    - ① 児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)
    - ② 保護者等からの児童発達支援事業所評価の集計結果(公表)
  - (3) 放課後等デイサービス
    - ① 放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)
    - ② 保護者等からの放課後等デイサービス事業所評価の集計結果(公表)

※(2)及び(3)については、サービスごとに提出して下さい。
- 3 提出期限 令和3年3月26日(金)
- 4 提出方法 郵送(※当日必着)

5 提出先

〒900-8585 沖縄県那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所3階  
福祉部 障がい福祉課 企画・庶務 G 宛

6 その他

提出書類等については、那覇市ホームページの障がい福祉課「指定障害福祉サービス事業所に関するトップページ」中の「お知らせ(障がい福祉課より)」に掲載しておりますので、必ずご確認ください。

以上

○お問い合わせ

障がい福祉課 企画・庶務 G

担当 川上・和田・伊地

TEL : 098-862-3275